

県内事業者の「稼ぐ力」 強化支援補助金

中小企業・小規模事業者が、経営環境の変化に対応しながら、事業を継続・発展させ、賃金の引上げを目指すため、「稼ぐ力」の強化を目的とした事業計画を策定し実施する生産性向上や新事業展開、販路開拓、新製品開発、経営力強化に必要な費用を補助します。

対象事業者

● 県内に主たる事務所を置く **中小企業又は小規模事業者**

※中小企業とは、中小企業基本法第2条に規定する「中小企業者」のことです。（右記二次元コード参照）

※小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する「小規模事業者」のことです。

※R7県内事業者の「稼ぐ力」強化支援補助金及びその他過年度の支援補助金の採択者も、申込は可能です。

ただし、より多くの事業者様に本補助金をご活用いただくため、**過年度に採択されていない事業者が優先的に採択（加算）**されます。

※**商工会議所・商工会の助言や支援を受けながら取り組む必要があります。**

※**1件1万円以上の経費が補助対象となります。**

※他にも対象要件がありますので、公募要領をご確認ください。



補助率・上限

	補助率	補助上限額（※2）
通常枠	補助対象経費の 3分の2以内	50万円または100万円
賃金引上げ特例適用枠 （※1）	補助対象経費の 4分の3以内	50万円または100万円

※1 交付申請時に、実績報告までに事業場内最低賃金を5%以上引き上げることが誓約し、かつ交付申請日の属する会計期間の直近の会計期間又は交付申請日を基準とする直近1年間の課税所得が0円以下の事業者が対象です。他の要件もあり、**要件を満たさない場合は補助金は交付されませんので十分ご注意ください。**（その他要件は交付要領・公募要領をご確認ください。）

※2 補助上限額は、交付申請書にて100万円を希望した事業者のうち、中小企業・小規模事業者を問わず、**審査の結果、特に優れた者（80者程度）のみ100万円**となります。なお、補助上限額100万円を希望し申請した事業者であっても、補助上限額50万円で採択されることもあります。

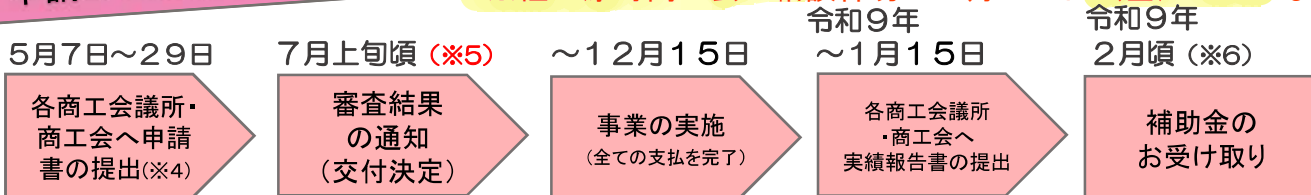
※3 適正な価格転嫁等を支援する観点から、**パートナーシップ構築宣言事業者には、別途「物価高対策支援金」として10万円を上乗せして支給**します。ただし、支給総額は補助対象経費の5分の4以内です。

補助対象経費

- ・機械装置等費
- ・広報費
- ・開発費
- ・展示会等出展費
- ・旅費
- ・外注費
- ・専門家謝金
- ・専門家旅費
- ・委託費
- ・IT導入関連費
- ・ECサイト関連費

申請から受取までの流れ

※佐土原町商工会ご相談締切 = 5月22日（金）17:00まで



※4 申請及び実績報告については、**全て電子データでの提出**となります。（申請締切 5月29日（金）17時必着）
商工会議所・商工会にて支援計画書を発行する必要があるため、必ずお早めにご相談ください。

※5 7月上旬頃は予定としております。申込件数が多い場合は遅くなる場合がありますので、補助事業計画、補助対象経費には十分余裕を持ったものにしていただきますようお願いいたします。

※6 実績報告書を早めに提出した場合、早めに受け取れることもあります。

■同一の経費について、国、県、市町村等が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複しない事業が対象です。

■ここに記載されている内容は、公募要領を一部抜粋したものです。
詳細並びに各種様式につきましては、各ホームページをご確認ください。

■商工会議所と商工会で様式が異なりますので、ご注意ください。
商工会議所地区・・・「宮崎県商工会議所連合会」ホームページ参照
商工会地区・・・「宮崎県商工会連合会」ホームページ参照

商工会議所



商工会



申請にあたっては、主たる事務所を置く地域の商工会議所・商工会にご相談ください（裏面）

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- (公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1541
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- (公財) 全国中小企業振興機関協会
03-6228-3802
提出先URL : <https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。

公益財団法人
全国中小企業振興機関協会

